

# 出品車駐車場確保にご協力お願いします。

## 流札車両・落札車両・伝欠車両の取扱いについて

### 流札車両

1. 流札車両の搬出期限は、木曜日18時までとします。
2. 搬出延長の取扱いはいたしません。
3. 期限内に搬出されなかった場合は、自動的に次回AAへの再出品となります。
4. 出品コーナー、設定価格(スタート・希望)は、内容変更の連絡が木曜日12時までに無い場合、同コーナー、同価格での再出品となります。
5. やむなく出品の保留を希望される場合は、次回AA時にペナルティ(出品料相当額)をご請求します。

### 落札車両

1. 落札車両の搬出期限は、木曜日18時までとします。  
搬出の延長は、木曜日12時までに申請のあった場合に、土曜日17時まで可能とします。
2. 土曜日17時以降の搬出は一切お受けできません。
3. 未搬出となった車両については、次回AA終了後から搬出可能としますが、次回AA時にペナルティ(出品料相当額)をご請求します。
4. 不動産の搬出時間は、9時～18時の間とします(土曜日は17時まで)

### 伝欠車両

1. 会員名と会員番号の分からない場合は、搬入受付いたしません。
2. 伝欠車両は、搬入日の翌々週までのAAへの出品を前提としお預かりします。  
しかし、翌々週のAAにも出品できない場合は、ペナルティ(出品料相当額)をご請求します。
3. 伝欠車両の出品前の搬出は一切お断りします。

### その他

1. ペナルティ(出品料相当額)は、組合員(6,500円)その他会員(8,500円)とします。
2. 搬出済み車両で在りながら駐車場内に放置されている場合は、出品店又は落札店にペナルティ(出品料相当額)を請求します。

JU TOKYO RYUTSU 流札車両の取扱いについて

流札車両の取扱いについて

④ 流札車両の取扱いについて

**ペナルティが発生しますので、ご注意ください。**